

しながわSDGs共創推進プラットフォーム専門部会（環境）設置要綱

制定	平成15年8月25日	区長決定	要綱第77号
改正	平成17年8月9日	区長決定	要綱第74号
改正	平成19年3月2日	区長決定	要綱第19号
改正	平成21年4月1日	区長決定	要綱第144号
改正	平成27年3月11日	部長決定	要綱第264号
改正	令和6年4月1日	区長決定	要綱第301号

（設置）

第1条 しながわSDGs共創推進プラットフォーム設置要綱（令和6年品川区要綱第281号）第6条に基づき、SDGsの達成に向けた環境分野の課題解決に係る意見交換等を行うため、しながわSDGs共創推進プラットフォーム専門部会（環境）（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- （1）環境保全への取り組みに関すること。
- （2）地域、事業者、学校等の環境活動の推進に関すること。
- （3）環境情報の収集や環境学習の推進に関すること。
- （4）区民等への環境情報の提供や、相互交流、連絡調整に関すること。
- （5）その他、環境保全に関すること。

（委員）

第3条 会議は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- （1）区長が指定する者 4人程度
- （2）区内の関係団体が推薦する者 6人程度
- （3）区内の事業所が推薦する者 2人程度
- （4）公募等により、委員とする者 20人程度

（任期）

第4条 委員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長等）

第5条 会議には座長および副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 副座長は、委員の中から座長が指名する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

（報償等）

第6条 委員の活動に対しては、報償等を支払うことができる。

（区の責務）

第7条 区は、会議の運営上必要な物またはその活動に対して、積極的な支援を行う。

2 区は、会議からの提言、要望のあった事項について、積極的に関係者と調整

を図りながら、具体的な環境施策に反映させるように努めなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、都市環境部環境課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、この会議で別に定める。

付則

この要綱は平成15年8月25日から施行する。

付則

この要綱は平成17年8月9日から改正する。

付則

この要綱は平成19年3月2日から改正する。

付則

この要綱は平成21年4月1日から改正する。

付則

この要綱は平成27年4月1日から改正する。

付則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。